

5類移行後の人員基準等に関する 臨時的な取扱いについて

資料5

1 5類移行後の臨時的な取り扱いはどうなる？

継 続

感染者が引き続き発生する中でも介護サービスを維持するために
当面の間「特例の継続が必要」なもの

一部修正

より合理的な内容に「特例の見直しを行う」もの

終 了

5類移行による行動制限廃止で「特例を終了しても介護サービス
提供が可能」なもの

「終了」するものに注意してください。

整理表で過去27報までの臨時特例の取り扱いが整理されています。

2 具体的には？

継 続

- ワクチン接種やその副反応により一時的に人員基準等を満たせなくなる場合でも、柔軟な対応をして差し支えない。
- 職員の感染等により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない。 など

一部修正

- **【利用者や従事者（同居家族を含む）にコロナ感染者・疑いが発生した場合】**
 - 介護支援専門員が担当する件数がやむを得ず、一時的に40件を超えても減額を行わないことが可能。 など
- **【実習・実地研修に限り、コロナ影響で未受講の場合】**
 - 認知症介護実践者等養成事業の実施について規定される各種研修の開催の延期及び人員基準違反・欠如減算としない。 など

終 了

- 運営推進会議の開催について柔軟に延期、中止、文書による情報提供・報告の措置を行ってもよい。
- 居宅介護支援のサービス担当者会議について、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより柔軟に対応することが可能。
- 居宅介護支援のモニタリングについて、やむを得ない理由があり月1回以上の実施ができない場合でも柔軟な取り扱いを可能。 など